

# 食育論

## 学校における食育の推進と関連法規

中西明美

nakanisi@eiyo.ac.jp

# 今日の講義

- 1.食育基本法
- 2.第2次食育推進基本計画
- 3.学校給食法
- 4.学習指導要領
- 5.学校給食実施基準

# 食を取り巻く諸問題・・・

- ✓「食」を大切にしている心の欠如
- ✓栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加
- ✓肥満や生活習慣病(がん、糖尿病など)の増加
- ✓過度の瘦身志向
- ✓「食」の安全上の問題の発生
- ✓「食」の海外への依存
- ✓伝統ある食文化の喪失

# 食育基本法の目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進し、施策を総合的かつ計画的に推進すること

## 食育の位置づけ

- ✓ 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ✓ 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

# 食育基本法

(平成17年6月公布・7月施行)

## (前文)一部

「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

# 食育推進体制



食育推進会議  
会長 内閣総理大臣  
委員 食育推進大臣  
関係閣僚  
食育に知識・経験を有する者

食育推進基本計画の策定・実施

関係府省



## 地方公共団体

都道府県食育推進会議

都道府県食育推進計画の策定・実施

市町村食育推進会議

市町村食育推進計画の策定・実施

## 国民運動として推進

## 関係者・団体等

子どもの保護者

教育・保育・医療・保健会計者等

農林漁業者等

食品関連事業者等

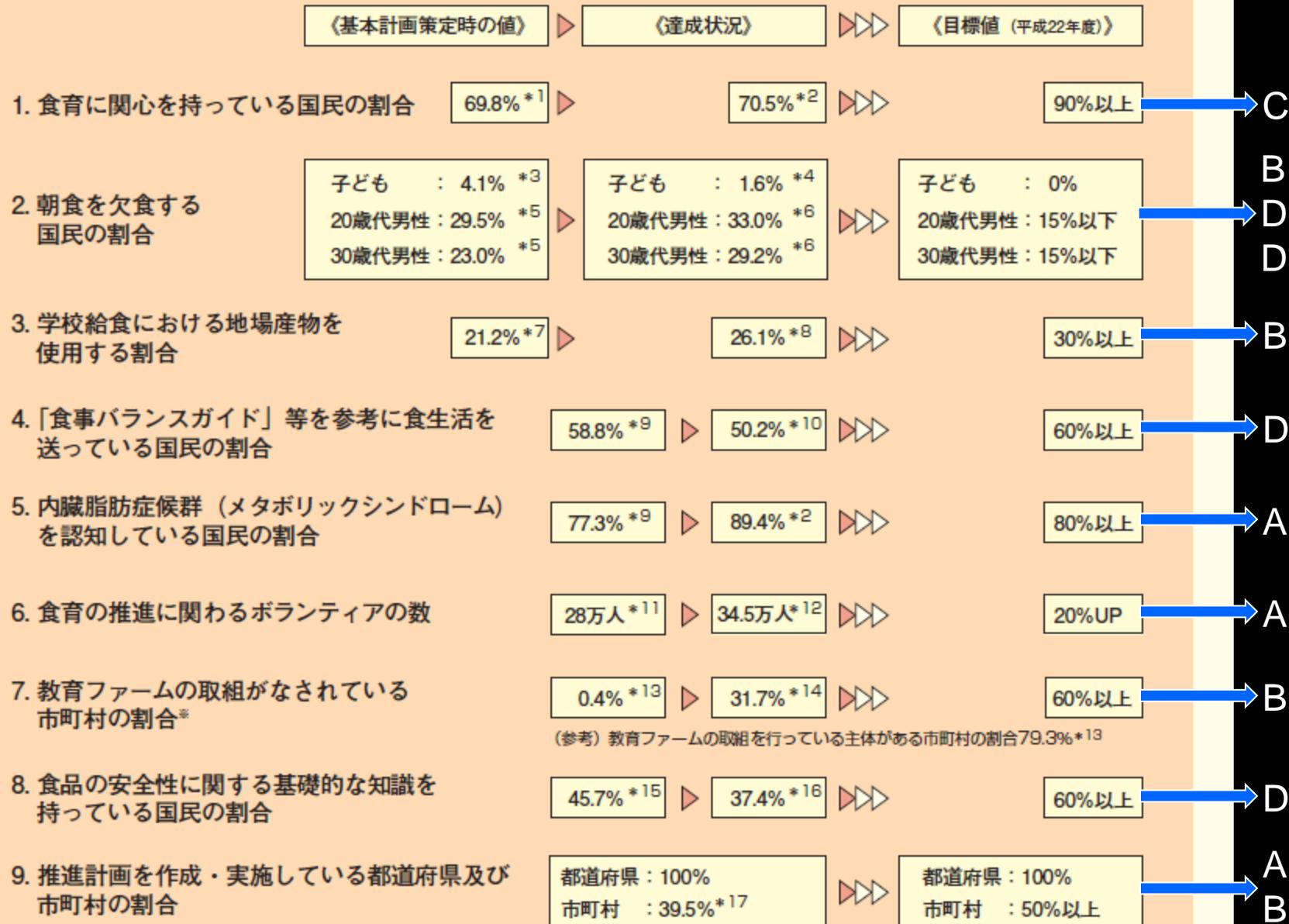
各種団体、ボランティア

など

家庭で、学校で、保育所で、地域で！

# 食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と達成状況

平成23年3月現在



# 第2次 食育推進基本計画 概要 (平成23年3月決定)



## 平成23～27年度の計画

### 「第2次食育推進基本計画」について

- 食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議（総理（会長）、関係閣僚、民間有識者で構成）が作成
- 平成18年3月に最初の計画を策定（平成18年度から22年度まで）、今回は平成23年度から27年度までの5年間で定める

#### ○新しい計画のポイント（前計画との主な違い）

- (コンセプト)「周知」から「実践」へ
- 「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」に三つの「重点課題」を掲げる。
  - ①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
  - ②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
  - ③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

#### ○新しい計画の概要（下線部は新規部分）

##### 【第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針】

1. 重点課題 (1)生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進 (2)生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進 (3)家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進
2. 基本的な取組方針 (1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成 (2)食に関する感謝の念と理解 (3)食育推進運動の展開 (4)子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割 (5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践 (6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 (7)食品の安全性の確保等における食育の役割

##### 【第2 食育の推進の目標に関する事項】（目標値：平成27年度までの達成を目指すもの）

- (1)食育に関心を持っている国民の割合の増加《現状値》70.5%⇒《目標値》90%以上
- (2)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加《現状値》朝食＋夕食＝週平均9回⇒10回以上
- (3)朝食を欠食する国民の割合の減少《現状値》子ども1.6%、20歳代～30歳代男性28.7%  
⇒《目標値》子ども0%、20歳代～30歳代男性15%以下
- (4)学校給食における地場産物を使用する割合の増加《現状値》26.1%⇒《目標値》30%以上
- (5)栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加《現状値》50.2%⇒60%以上
- (6)内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加《現状値》41.5%⇒《目標値》50%以上
- (7)よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加《現状値》70.2%⇒80%以上
- (8)食育の推進に関わるボランティアの数の増加《現状値》34.5万人⇒《目標値》37万人以上
- (9)農林漁業体験を経験した国民の割合の増加《現状値》27%⇒《目標値》30%以上
- (10)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加《現状値》37.4%⇒90%以上
- (11)推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加《現状値》40%⇒100%

##### 【第3 食育の総合的な促進に関する事項】

1. 家庭における食育の推進 2. 学校、保育所等における食育の推進 3. 地域における食育の推進（「生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進」、「歯科保健活動における食育推進」、「高齢者に対する食育推進」及び「男性に対する食育推進」の記述を追加） 4. 食育推進運動の展開 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等（「農山漁村コミュニティの維持再生」の記述を追加） 6. 食文化の継承のための活動への支援等 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進（「世代区分等に応じた国民の取組の提示（「食育ガイド」（仮称）の作成・公表）」の記述を追加）

##### 【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

1. 多様な関係者の連携・協力の強化 2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進（「都道府県及び市町村は、食育を推進する中核となる人材育成を検討」の記述を追加） 3. 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握 4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用 5. 基本計画の見直し

# 学校給食法

(平成21年4月施行)

## 法律の目的

**第一条** この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

# 学校給食法(続き)

## (平成21年4月施行)

### (学校給食の目標)

**第二条** 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

# 学習指導要領における食育の記述

学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

小学校学習指導要領 総則 第1章から抜粋

# 食に関する指導の目標

1. 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。
2. 心身の成長健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとりかたを理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。
3. 正しい知識に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。
4. 食物を大切にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝する心をもつ。
5. 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。
6. 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

保健栄養学科 保健養護専攻 3年

学籍番号（ ）氏名（ ）

1. 学校において食育を推進していく上で重要と考えることを挙げ、その根拠となる関連法規について整理しなさい。

学校において食育を推進していく上でのポイント	根拠となる関連法規名とその内容

学校において食育を推進していく上でのポイント	根拠となる関連法規名とその内容

